

こども育成部

茨木市特定教育・保育施設等利用者負担額の適正化及び実施時期について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（以下「特定教育施設等利用者負担額」という。）については、茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会の答申（参考 1）を踏まえ、必要な規則改正を行い、適正化を図ります。

ただし、実施時期については、現在、国において幼児教育等の無償化について閣議決定（平成 29 年 12 月 8 日）（参考 2）され、制度設計について検討されていることから、今後、国から示される内容を受けて判断します。

（参考 1）特定教育・保育施設利用者負担額等審議会答申

（要旨）

- 特定教育施設等利用者負担額の適正化は妥当である。
- 付帯意見
「利用者負担額の変更は、国の幼児教育等の無償化の動向を注視し、適切な時期を見極めるよう要望する。」

（参考 2）国の幼児教育等の無償化について（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

（要旨）

- 財源：平成 31(2019)年 10 月の消費税率 10%引き上げで確保する。
- 3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。
- 0～2歳児は当面、住民税非課税世帯を対象に無償化する。
- 制度設計は持ち越し、平成 30 年夏に結論を出す。
- 平成 31(2019)年 4 月から一部無償化、2020 年 4 月から全面無償化